

令和6年度

県立三郷北高等学校

いじめの防止基本方針

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	3
第4 いじめ問題に向けての校内組織	4
第5 いじめ防止対策推進法第28条における 「重大事態」の対応について	5
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	6
第7 年間行事予定	7

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、教職員が組織一丸となっていじめ防止の対策（未然防止、早期発見及び対処）を効果的に推進するための基本方針を策定する。

併せて、いじめ防止の対策に係る取組を円滑に実行していく運営母体として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、県教育委員会、保護者、地域及びその他の関係者と連携して、生徒が安全に、安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりを推進する。

## 第 1 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止の基本は、全ての生徒が規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加し、基礎的な学力、豊かな心や若さあふれる体力を身につけ、自身が認められているという実感を持った生徒を育成することにある。また、将来をイメージし、夢を実現しようとする生徒を育てるとともに、さらに、学ぶ喜びを味わえる学校づくりを進めていくことである。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) いじめ防止対策委員会が、いじめ防止に係る年間計画を策定するとともに、取組の実施、進捗状況の確認や定期的な検証を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会が、いじめ防止に係る教職員対象の研修会を開催し、教職員の共通理解と意識の啓発を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会が、生徒、保護者や地域にいじめ防止に係る情報発信を行い、生徒らの意識啓発を行う。
- (4) 全教職員が、分かりやすい授業を展開し、基礎・基本の定着を図る。
- (5) 全教職員が、全ての生徒が参加、活躍できる授業を工夫する。
- (6) 教務部は、授業研究を促し、公開授業を推進する。
- (7) 進路指導部は、キャリア教育を推進し、自己実現に向けた事業を展開する。
- (8) 生徒指導部は、在り方生き方教育の中で、望ましい友人関係、集団づくりを推進する。
- (9) 生徒会指導部は、生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援する。
- (10) 保健環境部は、健康安全教育を実践するとともに、校内の美化を推進する。
- (11) 渉外部は、保護者との連携・協力体制を整備する。

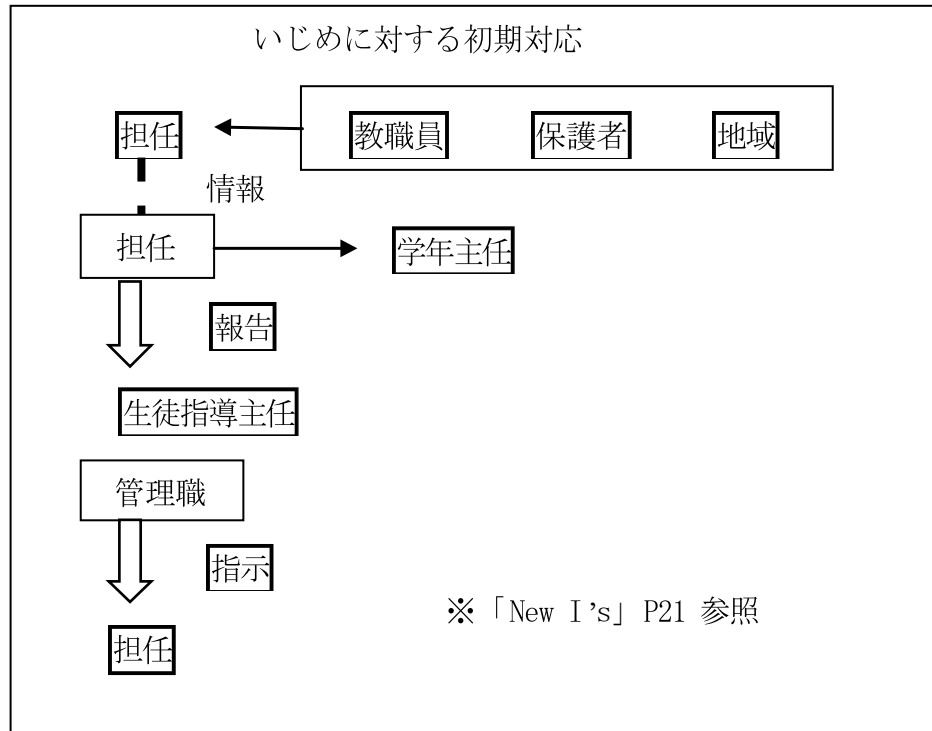
- (12) 広報部は、いじめ防止に関する広報活動を展開する。
- (13) いじめ防止対策委員等は、警察等の関係機関の担当者との円滑な連携を図るために日頃から顔の見える関係を築いておく。

## 第2 いじめ早期発見への取組

いじめの早期発見の基本は、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することである。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) 全教職員は、いつでもいじめに係る相談、連絡を受ける体制を整えておく。
- (2) 全教職員は、朝・帰りのSHRにおける生徒観察をはじめ、全ての教育活動における生徒のささいな変化に気づくようにする。
- (3) 教務部は、6月に三者面談を計画し、担任は、その面談の中で、友人関係のトラブルの有無及びその内容について、保護者とともに確認する。その際、いじめの疑いのある事案が生じた場合は、学年主任及び生徒指導主任に報告する。
- (4) 生徒指導部は、「生徒及び保護者対象のいじめアンケート調査」を年2回（11月、2月）に実施するとともに、担任は、いじめの疑いのある事案を発見した場合には、学年主任及び生徒指導主任に報告する。
- (5) 学年主任は、学年会等において、生徒の状況を報告させ、いじめの有無及びその内容について、情報を共有する。その情報をいじめ防止対策委員会に報告する。
- (6) いじめ防止対策委員会は、報告された情報を全教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、速やかに解決に向けた対応をとる。



### 第3 いじめ早期解決への取組

いじめの早期解決の基本は、①事実関係の把握、②被害生徒のケア、③加害生徒の指導、④再発を防ぐ教育活動の展開、⑤経過観察することであり、単に、謝罪や責任を形式的に問うことではなく、被害加害両生徒の人格の成長に主眼を置くことである。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、県教育委員会と連絡を取り、吉川警察署に相談して対処する。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) 生徒指導部が中心となり、事実関係を把握し、いじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会において、いじめと判断したときは、事実関係を職員に周知するとともに、各担任は、被害加害両生徒の保護者に事実関係及び学校の取組について伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (3) 入手した情報の中に、他校の生徒が関わるいじめの事実がある場合は、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) いじめ防止対策委員会は、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。
- (5) いじめ防止対策委員会は、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

- (6) 生徒指導部は、加害生徒への指導内容を職員会議に提案する。
- (7) いじめ防止対策委員会は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- (8) いじめ防止対策委員会は、いじめが収束したのちにも、ある一定期間、被害加害両生徒及び傍観していた生徒の経過観察を行う。

#### 第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校では、校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立した、いじめ根絶に向けた組織を以下のとおり設置する。

また、本組織は、県教育委員会と適切に連携するものとする。

##### 【組織名】

いじめ防止対策委員会と称する。

##### 【構成員】

常任する構成員と、個々の事案により参画する非常任の構成員から組織する。

常任する構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、進路指導主事、生徒指導主任、生徒会指導部長、保健主事、渉外部長、広報部長及び各学年主任とする。

非常任の構成員は、関係する学級担任、部活動顧問、養護教諭などの教職員とする。

さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

##### 【活動内容】

- ・いじめ根絶に係る全ての取組
- ・県教育委員会をはじめ、家庭、地域及び関係機関との密接な連携業務

##### 【開催】

- ・年6回開催する。
- ・ただし、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

## 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめを受けた生徒が、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合や精神性の疾患を発症した場合など、もしくは、年間30日を目安とする欠席があった場合や一定期間、連続して欠席しているような場合は、「重大事態」とする。

さらに、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、「重大事態」が発生したものとする。

上記の「重大事態」が発生したとき、本校では以下の対応をとる。

- (1) 本事案について、県教育委員会を通じて、知事に報告する。
- (2) いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに吉川警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) いじめ防止対策委員会は、県教育委員会に要請して、同委員会の構成員に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等を追加することができる。
- (4) いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

インターネットは、情報を簡単に入手、発信できたり、連絡手段としても大変利便性の高い手段である。その反面、インターネットを悪用した、他人への中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる情報の流出が問題となっている。

学校現場においても、不特定多数の生徒が、特定の生徒に対して誹謗・中傷を集中的に行ったり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し、特定の生徒への誹謗・中傷を不特定多数に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』という新しい形のいじめ問題が深刻化してきている。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) 全教職員は、生徒の携帯電話やインターネットの利用実態を把握するよう努める。
- (2) 生徒指導部は、ネット問題について、年1回生徒及び保護者を対象とした講演会を開催する。
- (3) 担任は、LHRや総合的な探究の時間等を活用して、「情報モラル」についてしっかりと教え、生徒にリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
- (3) いじめ防止対策委員会は、県教育委員会と連携して、ネットチェックを行うとともに、発見した場合は、他のいじめと同様に対応する。
- (4) 誹謗・中傷を発見した場合には、被害生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応するとともに、校内の相談体制を整備しておく。



## 第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）</li> <li>・ 生徒指導部長講話</li> <li>・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「令和5年度学校基本方針」策定（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・ 携帯電話安全教室の開催（生徒指導部）</li> </ul>		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在り方生き方に関する教育（生徒指導部）</li> <li>・ 生徒総会において、いじめ撲滅宣言（生徒会指導部）</li> </ul>		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部長講話</li> <li>・ 学校評価懇話会</li> <li>・ 3者面談を活用し、第1回いじめ調査（教務部）</li> </ul>		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・ 生徒指導部長講話</li> </ul>		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部長講話</li> <li>・ クラス・学年の団結を期したしひの実祭（文化祭）の開催（生徒会指導部）</li> </ul>		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在り方生き方に関する教育（生徒指導部）</li> <li>・ クラス・学年の団結を期した体育祭の開催（保健体育科）</li> <li>・ 第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部）</li> </ul>		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員間授業公開（学力向上委員会）</li> <li>・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（生徒会指導部） （いじめ撲滅強調月間の取組）</li> </ul>		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・ 生徒指導部長講話</li> </ul>		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部長講話</li> <li>・ 在り方生き方に関する教育（生徒指導部）</li> </ul>		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・ 学校評価懇話会</li> <li>・ 第3回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部）</li> </ul>		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）</li> <li>・ 今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）</li> </ul>		